

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	生活保護に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

かほく市は、生活保護に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

生活保護に関する事務では、事務の一部を外部委託先事業者に委託しているが、委託先の情報保護管理体制の確認及び秘密保持に関して契約に明記することで万全を期している。

評価実施機関名

石川県かほく市長

公表日

平成28年8月29日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護に関する事務
②事務の概要	<p>・生活保護法に基づき、生活困窮世帯からの相談・申請の受付、資産・扶養状況の調査、困窮の程度に応じた生活・住宅・教育・医療・介護扶助等の保護の決定及び実施に関する事務を行う。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、次の事務に利用している。</p> <ul style="list-style-type: none">①保護の実施に関する事務②保護の開始若しくは保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務③職権による保護の開始又は職権による保護の変更に関する事務④保護の停止又は廃止に関する事務⑤就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務⑥保護に要する費用の返還に関する事務⑦徴収金の徴収に関する事務
③システムの名称	生活保護システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
世帯情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の15の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>【特定個人情報の状況提供の根拠】 番号法第19条第7号 別表第2の9、10、14、16、24、26、27、28、30、31、50、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項</p> <p>【特定個人情報の情報照会の根拠】 番号法第19条第7号 別表第2の26の項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民部健康福祉課
②所属長	市民部健康福祉課長 越井 謙一
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課 石川県かほく市宇野気ニ81番地 (電話番号)076-283-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市民部健康福祉課 石川県かほく市宇野気ニ71番地2 (電話番号)076-283-7121

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人未満(任意実施)]
いつ時点の計数か	平成28年3月31日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]
いつ時点の計数か	平成28年3月31日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

